

## 第22回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

### 1 開催日時

令和8年1月28日（水） 午前10時～午前11時30分

### 2 会場

京都市役所 本庁舎4階第文化市民局第1会議室

### 3 議題

- (1) 路上喫煙対策の取組について  
(路上喫煙等対策強化区域及び過料処分件数、定点調査の状況 等)
- (2) 広報・啓発の取組について

主な内容は下記のとおり

記

#### 議題(1)～(2)について

- 委員 昨年、大阪市において市内全域が路上喫煙禁止になった。京都市の現条例の努力義務では一市民として路上喫煙者に対して注意する際、注意根拠や大義名分として弱いように感じる。なぜ京都市では大阪市のように市内全域を路上喫煙禁止にできないのか。
- 事務局 京都市では、市内全域において路上喫煙をしないよう努力義務を課している。「喫煙者と非喫煙者の共存」という趣旨のもと、条例を制定した背景もあり、全面禁止とまではしていないが、今後の社会情勢も踏まえて検討していく必要があると考えている。
- 委員 大阪市では、昨年より加熱式たばこも規制の対象としているが、京都市では規制の対象としないのか。大阪市ではどのような趣旨目的で対象としたのか把握していれば伺いたい。
- 事務局 加熱式たばこは販売開始からの年月が浅いこともあり、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていないため、現時点で国から「加熱式たばこの健康影響」については明言されていない。そのため、本市では、加熱式たばこを規制の対象としていないが、今後の国の見解や調査結果を元に検討していく。また、大阪市では「ポイ捨て防止」の観点より、加熱式たばこを規制の対象に追加したと聞いている。
- 委員 たばこ税は税収のうち一般財源として金額としても大きいですが、そもそも喫煙自体をなくしていく方向性はあるのか。医学的見地から言うと、喫煙者本人も受動喫煙者も健康面において喫煙自体がなくなっていく方向が望ましい。
- 事務局 国から「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」という通知が出ていることから、国として喫煙者を0にしようというような方針はないと認識している。
- 委員 過去にも話題にあがっていると思うが、条例自体をそもそも知らないという人が多いよ

うに感じている。この1年間、条例の周知啓発においてどういう対策をしてきたか伺いたい。

●事務局 指導員の巡回・指導や公用車を用いた音声啓発、啓発物での周知啓発を強化している。今年度からの新規内容でいうと、電柱幕（電柱に巻きつける啓発物）の設置を実施し、今後も継続して設置を進めていく。また、ご希望の市民の方々に無償で啓発ステッカーやポスターをお送りし、自身の管理物件等への掲示及び啓発にご協力いただいている。

○委員 現在、3区域が路上喫煙等対策強化区域となっているが、拡大や全域化をしないのか。

●事務局 本条例制定時の審議会答申では「取組の実効性の確保」が必要という意見をいただいている。実効性とは、実際に指導員が巡回・指導を行うことができるということだと認識しているが、市内全域を禁止区域とした場合、巡回人員の確保という面で難しい部分がある。

また、「喫煙者と非喫煙者の共存」も方針として掲げており、喫煙者への配慮からも路上喫煙者に対して指導する際に案内できるよう公設喫煙場所の設置も併せて必要である。公設喫煙場所は現在19箇所あるが、新たな設置は近隣の理解も含め設置場所の確保や維持費用の確保等の様々な課題があるため、現状、公設喫煙場所は路上喫煙等対策強化区域の周辺が多い状況である。これらの理由から路上喫煙等対策強化区域の拡大等は現状難しいと考えている。

○委員 予算や人員の確保が理由で難しいというのなら、警察に頼めないのか。

●事務局 警察が取り締まる以上、刑事罰に関わるものでなくてはならないが、本条例は京都市が独自に制定したものであり、過料についても行政罰であることから警察に依頼するというのは難しい。

○委員 実効性の確保というのは理解できるが、義務化した場合でも必ずしも罰則を設ける必要はなく、実際に義務化していても罰則のない条例というのは存在するため、「実効性の確保」ということに囚われずご検討いただきたい。

○委員 現状のポスター等の啓発物ではそこまで啓発効果が高いとは感じていない。努力義務はあるが、外国人も含めまずは「路上喫煙してはいけない」ということを認識してもらうようアナウンスすべき。

●事務局 視覚的情報として啓発物自体は必要だと考えている。デザインや掲示方法も含めて引き続き検討してまいる。

○委員 例えば病院や学校では、喫煙者自体ほとんど見受けられないが、病院や学校のように意識を定着させることは難しいのか。

●事務局 病院や学校は健康増進法で「第一種施設」に区分されており、敷地内は原則として禁煙となっているという面もあるが、もちろん喫煙者の意識の高さもあるかと考えられるので、意識自体を高めていけるような方法についても検討してまいる。

○委員 外国人の路上喫煙について伺いたい。

●事務局 コロナ禍を経て、訪日外国人数もコロナ前の水準に戻りつつあり、過料処分件数でいうと、全体の約3割が外国人という結果となっている。国別数でいうと、そもそもの訪日外国人の割合が多いということもあるが、アジア系の外国人が多いという印象である。また、ヨーロッパ圏の外国人も一定数見受けられる。

- 委員 外国人に関連する話だが、昨今では民泊施設が増加しており、その付近で吸殻等も多く見受けられる。民泊宿泊者への周知啓発も含めて対策をお願いしたい。
- 事務局 民泊施設やポイ捨てについて所管する部署と連携しながら個別事案も含めて引き続き対応してまいるので何かあればご相談いただきたい。
- 委員 資料に記載の定点調査について、調査時間が昼間や夕方になっているが、夜間に路上喫煙者が多いと感じているので夜間帯での調査も検討いただきたい。
- 事務局 時間帯や調査方法も含めて効果的な調査を検討してまいる。
- 委員 広報方法の参考として、過料処分を行った外国人にアンケートをとるのはどうか。「なぜ路上喫煙を行ったのか」や「情報収集する際によく利用する媒体」等の内容でチェック欄形式でアンケートを実施すれば生の声を聞けると考えたので提案させていただく。
- 事務局 取組の一環として参考にさせていただく。
- 委員 この条例の対象ではないが、コンビニ等の敷地内に設置されている灰皿の付近の喫煙者による受動喫煙の事例が散見される。なにか対策はないのか。
- 事務局 そのような事例は当課でも確認しており、受動喫煙を所管している保健福祉局の担当課とも連携して対応を進めているところである。
- 委員 本条例の公園の位置付けについて伺いたい。喫煙もそうだが、砂場等に捨てられた吸殻等を子どもが誤飲する危険性があり心配している。
- 事務局 本条例の条文にある「公共の場所」には公園も含まれており、条例及び指導の対象となっている。また、公園を所管している建設局とも連携し、公園内に看板を設置する等の対応を行っているところである。
- 委員 市にはまずできるところから進めていただきたい。条例制定時の趣旨はあろうかと思うが、時代の流れの中でニーズは変化している。審議会の中で出た意見をしっかり記録し、立法事実として積み上げていただくことで、今回の審議会での意見が今後につながる形にしていきたい。